

(参考) 前回の日本農林規格調査会 (令和 7 年 5 月 27 日) から修正した比較表 (製材)

(下線部分は修正部分)

今回の改正案	前回の改正案
<p>日本農林規格 JAS 1083-1 : 20xx</p>	<p>日本農林規格 JAS 1083-1 : 20xx</p>
<p>製材－第 1 部：一般要求事項 Sawn Lumber － Part 1 : General requirements</p>	<p>製材－第 1 部：一般要求事項 Sawn Lumber － Part 1 : General requirements</p>
<p>1～5 (略)</p> <p>6 表示</p> <p>6.1 造作用製材の表示</p> <p>6.1.1 表示事項</p> <p>次による。</p> <p>a) 次に掲げる事項を一括して表示しなければならない。</p> <p>1)～3) (略)</p> <p>4) <u>製造業者、販売業者又は輸入業者 (以下“製造業者等”という。)の氏名又は名称 (削る。)</u></p> <p>b)～c) (略)</p> <p>6.1.2 表示の方法</p> <p>6.1.2.1 事項の表示</p> <p>6.1.1 a)～d)に掲げる事項の表示は、次による。</p> <p>a)～c) (略)</p> <p>d) <u>製造業者等の氏名又は名称 製造業者にあつては製造業者の氏名又は名称を、販売業者にあつては“販売業者”の文字の後に販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。ただし輸入品にあつては、“輸入業者”の文字のあとに輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。なお、名称については、製造業者等を表す文字を用いてよい。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>e)～g) (略)</p>	<p>1～5 (略)</p> <p>6 表示</p> <p>6.1 造作用製材の表示</p> <p>6.1.1 表示事項</p> <p>次による。</p> <p>a) 次に掲げる事項を一括して表示しなければならない。</p> <p>1)～3) (略)</p> <p>4) <u>認証品質取扱業者等の氏名又は名称を表す文字</u></p> <p>5) <u>認証品質取扱業者の認証番号</u></p> <p>b)～c) (略)</p> <p>6.1.2 表示の方法</p> <p>6.1.2.1 事項の表示</p> <p>6.1.1 a)～d)に掲げる事項の表示は、次による。</p> <p>a)～c) (略)</p> <p>d) <u>認証品質取扱業者等の氏名又は名称</u></p> <p>1) <u>認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載する場合 当該製品の製造業者にあつては、製造業者の氏名又は名称を表す文字を、また、販売業者にあつては、“販売業者”の文字の後に氏名又は名称を表す文字を記載しなければならない。</u></p> <p>2) <u>製品に対する責任を有する者として認証品質取扱業者と合意している販売業者の氏名又は名称を記載する場合 “販売業者”の文字の後に氏名又は名称を表す文字を記載しなければならない。</u></p> <p>3) <u>輸入品の場合 1), 2)に代えて、“輸入業者”の文字の後に当該製品の輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。</u></p> <p>e) <u>認証品質取扱業者の認証番号 認証機関等から付与された認証番号を記載しなければならない。ただし、d) 1)において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合にあつては、これを省略してもよい。</u></p> <p>f)～h) (略)</p>

6.1.2.2 (略)

6.1.3 (略)

6.2 目視等級区分構造用製材の表示

6.2.1 表示事項

次による。

a) 次に掲げる事項を一括して表示しなければならない。

1)～4) (略)

5) 製造業者等の氏名又は名称
(削る。)

b)～f) (略)

6.2.2 表示の方法

6.2.2.1 事項の表示

6.2.1 a)～e)に掲げる事項の表示は、次による。

a)～c) (略)

d) 製造業者等の氏名又は名称 製造業者にあつては製造業者の氏名又は名称を、販売業者にあつては“販売業者”の文字の後に販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。ただし輸入品にあつては、“輸入業者”の文字のあとに輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。
なお、名称については、製造業者等を表す文字を用いてよい。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

e)～i) (略)

6.2.2.2 (略)

6.2.3 (略)

6.3 機械等級区分構造用製材の表示

6.3.1 表示事項

次による。

a) **表示事項** 次に掲げる事項を一括して表示しなければならない。

1)～4) (略)

5) 製造業者等の氏名又は名称
(削る。)

b)～d) (略)

6.1.2.2 (略)

6.1.3 (略)

6.2 目視等級区分構造用製材の表示

6.2.1 表示事項

次による。

a) 次に掲げる事項を一括して表示しなければならない。

1)～4) (略)

5) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称を表す文字

6) 認証品質取扱業者の認証番号

b)～f) (略)

6.2.2 表示の方法

6.2.2.1 事項の表示

6.2.1 a)～e)に掲げる事項の表示は、次による。

a)～c) (略)

d) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称

1) 認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載する場合 当該製品の製造業者にあつては、製造業者の氏名又は名称を表す文字を、また、販売業者にあつては、“販売業者”の文字の後に氏名又は名称を表す文字を記載しなければならない。

2) 製品に対する責任を有する者として認証品質取扱業者と合意している販売業者の氏名又は名称を記載する場合 “販売業者”の文字の後に氏名又は名称を表す文字を記載しなければならない。

3) 輸入品の場合 1), 2)に代えて、“輸入業者”の文字の後に当該製品の輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

e) 認証品質取扱業者の認証番号 認証機関等から付与された認証番号を記載しなければならない。
ただし、d) 1)において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合にあつては、これを省略してもよい。

f)～j) (略)

6.2.2.2 (略)

6.2.3 (略)

6.3 機械等級区分構造用製材の表示

6.3.1 表示事項

機械等級区分構造用製材の表示事項については、次による。

a) **表示事項** 次に掲げる事項を一括して表示しなければならない。

1)～4) (略)

5) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称を表す文字

6) 認証品質取扱業者の認証番号

b)～d) (略)

6.3.2 表示の方法

6.3.2.1 事項の表示

6.3.1 に掲げる事項の表示は、次による。

a)～c) (略)

d) 製造業者等の氏名又は名称 製造業者にあつては製造業者の氏名又は名称を、販売業者にあつては“販売業者”の文字の後に販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。ただし輸入品にあつては、“輸入業者”の文字のあとに輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。
なお、名称については、製造業者等を表す文字を用いてよい。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

e)～h) (略)

6.3.2.2 (略)

6.3.3 (略)

6.4 下地用製材の表示

6.4.1 表示事項

次による。

a) 次に掲げる事項を一括して表示しなければならない。

1)～3) (略)

4) 製造業者等の氏名又は名称

(削る。)

b)～e) (略)

6.4.2 表示の方法

6.3.2 表示の方法

6.3.2.1 事項の表示

6.3.1 に掲げる事項の表示は、次による。

a)～c) (略)

d) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称

1) 認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載する場合 当該製品の製造業者にあつては、製造業者の氏名又は名称を表す文字を、また、販売業者にあつては、“販売業者”の文字の後に氏名又は名称を表す文字を記載しなければならない。

2) 製品に対する責任を有する者として認証品質取扱業者と合意している販売業者の氏名又は名称を記載する場合 “販売業者”の文字の後に氏名又は名称を表す文字を記載しなければならない。

3) 輸入品の場合 1), 2)に代えて、“輸入業者”の文字の後に当該製品の輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

e) 認証品質取扱業者の認証番号 認証機関等から付与された認証番号を記載しなければならない。
ただし、d) 1)において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合にあつては、これを省略してもよい。

f)～i) (略)

6.3.2.2 (略)

6.3.3 (略)

6.4 下地用製材の表示

6.4.1 表示事項

下地用製材の表示事項については、次による。

a) 次に掲げる事項を一括して表示しなければならない。

1)～3) (略)

4) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称を表す文字

5) 認証品質取扱業者の認証番号

b)～e) (略)

6.4.2 表示の方法

6.4.2.1 事項の表示

6.4.1 a)～d)に掲げる事項の表示は、次による。

a)～c) (略)

d) 製造業者等の氏名又は名称 製造業者にあつては製造業者の氏名又は名称を、販売業者にあつては“販売業者”の文字の後に販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。ただし輸入品にあつては、“輸入業者”の文字のあとに輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。
なお、名称については、製造業者等を表す文字を用いてよい。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

e)～g) (略)

6.4.2.2 (略)

6.4.3 (略)

6.5 広葉樹製材の表示

6.5.1 表示事項

次による。

a) 次に掲げる事項を一括して表示しなければならない。

1)～3) (略)

4) 製造業者等の氏名又は名称

(削る。)

b)～e) (略)

6.5.2 表示の方法

6.5.2.1 事項の表示

6.5.1 a)～d)に掲げる事項の表示は、次による。

a)～c) (略)

d) 製造業者等の氏名又は名称 製造業者にあつては製造業者の氏名又は名称を、販売業者にあつては“販売業者”の文字の後に販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。ただし輸入品にあつては、“輸入業者”の文字のあとに輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。
なお、名称については、製造業者等を表す文字を用いてよい。

(削る。)

6.4.2.1 事項の表示

6.4.1 a)～d)に掲げる事項の表示は、次による。

a)～c) (略)

d) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称

1) 認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載する場合 当該製品の製造業者にあつては、製造業者の氏名又は名称を表す文字を、また、販売業者にあつては、“販売業者”の文字の後に氏名又は名称を表す文字を記載しなければならない。

2) 製品に対する責任を有する者として認証品質取扱業者と合意している販売業者の氏名又は名称を記載する場合 “販売業者”の文字の後に氏名又は名称を表す文字を記載しなければならない。

3) 輸入品の場合 1), 2)に代えて、“輸入業者”の文字の後に当該製品の輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

e) 認証品質取扱業者の認証番号 認証機関等から付与された認証番号を記載しなければならない。ただし、d) 1)において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合にあつては、これを省略してもよい。

f)～h) (略)

6.4.2.2 (略)

6.4.3 (略)

6.5 広葉樹製材の表示

6.5.1 表示事項

広葉樹製材の表示事項については、次による。

a) 次に掲げる事項を一括して表示しなければならない。

1)～3) (略)

4) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称を表す文字

5) 認証品質取扱業者の認証番号

b)～e) (略)

6.5.2 表示の方法

6.5.2.1 事項の表示

6.5.1 a)～d)に掲げる事項の表示は、次による。

a)～c) (略)

d) 認証品質取扱業者等の氏名又は名称

1) 認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載する場合 当該製品の製造業者にあつては、製造業者の氏名又は名称を表す文字を、また、販売業者にあつては、“販売業者”の文字の後に氏名又は名称を表す文字を記載しなければならない。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

e)~g) (略)

6.5.2.2 (略)

6.5.3 (略)

附属書 A・B (略)

日本農林規格

JAS

1083-2 : 20xx

製材—第 2 部 : 試験方法 (略)

2) 製品に対する責任を有する者として認証品質取扱業者と合意している販売業者の氏名又は名称を記載する場合 “販売業者” の文字の後に氏名又は名称を表す文字を記載しなければならない。

3) 輸入品の場合 1), 2)に代えて, “輸入業者” の文字の後に当該製品の輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

e) 認証品質取扱業者の認証番号 認証機関等から付与された認証番号を記載しなければならない。ただし, d) 1)において認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合にあっては, これを省略してもよい。

f)~h) (略)

6.5.2.2 (略)

6.5.3 (略)

附属書 A・B (略)

日本農林規格

JAS

1083-2 : 20xx

製材—第 2 部 : 試験方法 (略)